名称	所在地	実習内容
［略］		
松岡モーターズ株式会社	福岡県福岡市博多区板付一丁目十番三十五号	自動車整備

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○法務省告示第四百二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十五号の一部を次のように改正する。

平成二十九年八月二十五日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容		
イ　常勤の職員（外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除く。）の総数の二十分の一を超えない技能実習生（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）を受け入れる実習実施機関		
名称	所在地	実習内容
［略］		
株式会社熊本畜産流通センター	熊本県菊池市七城町林原九番地	牛豚食肉処理加工業
ロ　イ以外の実習実施機関		
名称	所在地	実習内容
［略］		
タツミ工業株式会社	東京都江戸川区南小岩一丁目一番八号	コンクリート圧送施工

改正前		
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容		
イ　常勤の職員（外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除く。）の総数の二十分の一を超えない技能実習生（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）を受け入れる実習実施機関		
名称	所在地	実習内容
［同上］		
［項を加える。］		
ロ　イ以外の実習実施機関		
名称	所在地	実習内容
［同上］		
［項を加える。］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○法務省告示第四百三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月五日法務省告示第三百九十三号の一部を次のように改正する。

平成二十九年八月二十五日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容		
名称	所在地	実習内容
［略］		
西川産業株式会社	岐阜県可児市土田四千五百四十一番地	食鳥処理加工業

改正前		
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容		
名称	所在地	実習内容
［同上］		
［項を加える。］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。